

起

協議会

News. Vol. 223

10月号

特定非営利活動法人
さいたま起業家協議会発行
令和2年10月10日

巻頭言 峯岸 孝浩

「プレゼンターは プレゼンテーションという旅の案内役」

「バスガイド流プレゼン術
天才ジョブズよりも身近な達人に学べ」
伊藤誠一郎氏
(株式会社ナレッジステーション 代表取締役)
CCCメディアハウス



What's new 最近の活動

■9月18日(金)例会が開催されました。(Web例会)

『コロナ禍に知っておきたい契約知識』と題して

行政書士の大森靖之氏と弁護士の高岸孝浩氏による対談形式で、コロナ禍に関連した法律や契約の知識を、身近な具体的事例を交えてお話しいただきました。参加者からはZoomのチャットでたくさんのコメントが寄せられ、講師のお二人が丁寧に答えてくださいました。新しい盛り上がり方を体験できたようです。

■10月2日(金)役員会が開かれました。(Web会議)

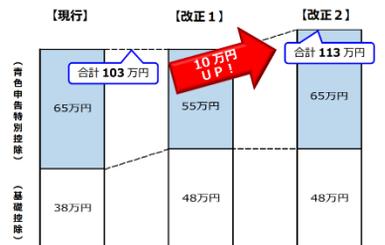
Topics (個人事業主の方へ) 電子申告のススメ

吉田定宏税理士事務所 吉田定宏

～控除額に10万円の違いが！～

令和2年分の所得税確定申告分から青色申告特別控除額が65万円から55万円に変更になります。つまり所得から控除される金額が10万円減ってしまうのです。増税じゃないか!!!と思われるかもしれませんが、実は同時に基礎控除額という全ての方が必ず一律で引くことができる控除額が38万円から48万円に10万円アップされました。そのため実質的には±0という感じになっています。

さてここからが今回の本題なのですが、この青色申告特別控除額ですが、e-Taxによる電子申告を行うと、引き続き65万円の控除が受けられるのです。つまり、今までは特別控除65万円+基礎控除38万円=103万円だったのに対して、改正後に電子申告をした場合は、特別控除65万円+基礎控除48万円=113万円ということで控除額が10万円UPになるんです！これはもう電子申告するしかないですね！



10万円の控除額の差がある場合に、どのくらいの納税額の違いがあるかというと、例えば所得税の税率が20% (所得が330万円～695万円の範囲の方) の場合、住民税10%も考慮すると、10万円×30%=3万円の節税になります！(この差は大きいですよ！)

電子申告はとても便利なので、これを機に皆さん電子申告をご検討されてはいかがでしょうか。

Schedule 今後の活動予定 (詳しくはこちら → <https://saitama-kk.org/event/>)

■10月17日(土) 18:00～ 例会(Web開催)

■11月21日(土) 18:00～ 例会(Web開催)

◆賛助会員 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所

さいたま起業家協議会 イベントのご案内

さいたま起業家協議会では、下記の日程・講演内容で、起業講座・例会などを開催する予定です。皆様、奮ってご参加ください。資料等の準備のため、参加をご希望の方は、さいたま起業家協議会ホームページ（イベントページ）よりお申し込みください。<https://saitama-kk.org/event/>

さいたま起業家協議会 10月例会

日時：10月17日（土）18時～

例会スケジュール

18時～ 起業家の実体験に学ぶセミナー「顧問開拓&差別化」

講師：宇梶純江氏

19時～ 懇親会（開催の場合、オンラインにて）

起業家の実体験に学ぶセミナー（Web例会）第3弾はすみえ社会保険労務士事務所 代表 宇梶会員にご担当いただきます。「競合が多い業種における差別化と事業推進のポイント」と題して創業時の苦労から成長、発展している現在の段階までどのような取り組みをされてきたのかをお話しいたします。

今回もZoomによるWeb例会といたします。

参加に関してご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

担当より詳しくご説明いたします。

皆様のご参加をお待ちしております。



さいたま起業家協議会 11月例会

日時：11月21日（土）18時～

（詳細は改めてご案内いたします）



会員情報（近況・今後の予定など）

佐原理事（株式会社プライナ）：以前、庄司さんの講演で紹介いただいた念願のストレッチポール今月購入しました。想像以上にものすごく効果抜群で驚いています。

菅沼会員（株式会社DKSG）：会社から徒歩3分の所（川口）へ引っ越します。

峯岸副理事長（武蔵浦和法律事務所）：ベルトが切れました。痩せます。